特記仕様書

１．工事概要

本工事は、今後施工予定の国道 195 号緊急地方道路整備事業那賀百合地区歩道新設工事に支障となる既設設備、工作物及び支障木竹を撤去又は移設し、あわせて必要となる電気設備等の機能を確保することを目的とする。

１－①　工事名

令和 8 年度那賀町鷲敷野外活動センターほか電気設備工事

１－②　工事箇所

那賀郡那賀町百合字松の木

１－③　工期

議決日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで（予定）

※ただし、資材の納期や関連工事の影響により工期を延伸する場合、議会承認を得ることにより延伸を可能とする。

２．適用範囲

⑴本仕様書は、本工事の施工に適用する。

⑵本仕様書に記載のない事項は、設計図面、設計書、関係法令及び各種標準仕様書による。

⑶本仕様書、設計図面及び設計書に相違がある場合、又は疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、指示に従うこと。

３．関連法令

受注者は、工事の施工にあたり、次に掲げる関係法令等を遵守すること。

⑴建設業法

⑵労働安全衛生法

⑶電気事業法

⑷電気設備に関する技術基準を定める省令

⑸消防法

⑹廃棄物の処理及び清掃に関する法律

⑺建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

⑻フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

⑼騒音規制法、振動規制法

⑽その他、本工事に関係する法令、条例、基準及び供給規程等

４．工事内容

【体育館側】

4 －①　キュービクル

⑴既設屋外型キュービクルを撤去すること。

⑵撤去に伴い必要となる基礎、アンカーボルト、配線、配管、接地、付属金物等の撤去を含むものとする。

⑶既設機能を確保するため、支障のない別位置に新設すること。

⑷新設にあたっては、基礎工事、据付、電源切替、接地工事、配線工事、試験調整、受電確認等、必要な一切を含むものとする。

⑸新設する機器の性能、容量等は既設同等以上とし、詳細は設計図書による。

4 －②　門扉

⑴既設門扉を撤去すること。

⑵撤去範囲には、門柱、支柱、金物、基礎等、当該門扉に付随するものを含む。

⑶再設置の有無は設計書によるものとし、特に明示のない場合は撤去処分までを本工事範囲とする。

4 －③　カーポート

⑴既設カーポートを撤去すること。

⑵撤去範囲には、屋根材、柱、梁、樋、基礎、アンカーボルト等を含む。

⑶撤去後は、後続工事に支障のないよう安全な状態に整地又は仮復旧すること。

【野外活動センター側】

4 －④　キュービクル

⑴既設キュービクルを撤去すること。

⑵撤去に伴い必要となる基礎、配線、配管、接地、付属金物等を含むものとする。

⑶既設機能を確保するため、支障のない別位置に新設すること。

⑷新設に必要な基礎工事、据付、配線工事、切替、接地工事、試験調整、受電確認等を含むものとする。

⑸性能、容量等は既設同等以上とし、詳細は設計図書による。

4 －⑤　防油堤

⑴既設オイルタンク及び防油堤を撤去すること。

⑵撤去前に残油の有無を確認し、必要な抜取り、清掃、養生及び安全対策を講ずること。

⑶撤去したオイルタンク、防油堤、関連配管、支持材、基礎等は適正に処分すること。

⑷既設機能を確保するため、**別位置に新設**すること。

⑸新設にあたっては、オイルタンク本体、防油堤、基礎、関連配管、電気配線、支持材、

塗装、漏えい防止措置等、必要な一切を含むものとする。
⑹消防法その他関係法令に適合すること。

４－⑥　空調室外機
⑴既設空調室外機を移設すること。
⑵移設に伴い必要となる撤去・再据付、基礎又は架台工事、冷媒配管、ドレン配管、保温、電源配線、制御配線、接地、支持金物等の工事を含むものとする。
⑶冷媒の回収、再充填、機器保護、真空引き、漏えい確認、試運転調整を行うこと。
⑷移設後は各機器が正常に運転することを確認し、監督員へ報告すること。

４－⑦　支障木竹
⑴歩道工事に支障となる木竹を撤去すること。
⑵対象は、ナンテン、ネズミモチ、サザンカ、アカメガシワ等とする。
⑶撤去範囲は原則として伐採、伐根、根株処分までを含むものとし、後続工事に支障がない状態とすること。
⑷数量及び樹種の詳細は現地確認及び設計図書によるものとする。
⑸伐採材、枝葉、根株等は場外搬出のうえ適正に処分すること。

５　電気設備工事
本工事には、上記撤去・新設・移設に伴い必要となる次の電気設備工事を含むものとする。
⑴電源配線、制御配線、接地線その他必要配線の撤去及び新設
⑵電線管、配管、プルボックス、支持金物等の撤去及び新設
⑶既設設備から新設設備への切替作業
⑷停電作業に伴う仮設措置、表示、養生、安全管理
⑸絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、導通確認、機器動作確認等の試験調整
⑹受電に必要な申請、協議、立会い及び関係機関対応
⑺その他、設備機能維持のために必要な一切の付帯工事

６　附帯工事
⑴基礎撤去及び新設
⑵掘削、埋戻し、残土処分
⑶コンクリート、モルタル、舗装等の部分補修
⑷仮設養生、仮囲い、安全施設
⑸機器搬出入に必要な揚重機械等
⑹工事完了後の清掃、整地及び原形復旧
⑺その他、監督員が必要と認める工事

7　施工条件

7－①　事前調査

⑴受注者は、施工前に現地及び既設設備の状況を十分調査し、施工計画に反映させること。

⑵既設設備の寸法、配線系統、基礎状況、埋設物の有無、施設利用状況等を確認すること。

⑶入札参加者は、設計図書に加え、現地状況を十分確認したうえで積算すること。

7－②　施設運営への配慮

⑴施工箇所は、既存施設敷地内であるため、施設利用者、管理者及び周辺住民に十分配慮すること。

⑵停電、空調停止、車両通行制限等を伴う作業は、事前に監督員及び施設管理者と協議し、承諾を得たうえで実施すること。

⑶施設機能に支障を及ぼさないよう、必要に応じて仮設措置を講じること。

8．使用材料及び機器

⑴新設又は更新する材料及び機器は、新品とする。

⑵キュービクル、オイルタンク、防油堤、配線材料その他主要機器の仕様は、設計図書による。

⑶既設同等以上の性能、容量及び安全性を有するものとする。

⑷監督員が必要と認める材料及び機器については、施工前に承諾図、製作図、カタログ等を提出し、承認を受けること。

9．施工上の留意事項

⑴既設設備の撤去にあたっては、再利用の有無を監督員に確認すること。

⑵撤去対象物のうち、有害物質又は特別な管理を要する物質が確認された場合は、直ちに監督員に報告し、指示を受けること。

⑶キュービクル等の既設機器については、必要に応じて PCB 含有の有無を確認し、該当する場合は関係法令に従い適切に処理すること。

⑷空調機移設に伴う冷媒の回収及び処理は、関係法令に基づき適正に行うこと。

⑸オイルタンク撤去・新設に伴い、油漏れ、土壌汚染及び火災防止に十分留意すること。

⑹既設埋設物、地下配管、地下配線等を損傷しないよう事前確認を行うこと。

⑺工事により既設部分を損傷した場合は、受注者の負担において速やかに原状回復すること。

１０．安全管理及び環境対策

⑴受注者は、工事期間中、労働安全衛生法等に基づき安全管理を徹底すること。

⑵施設利用者及び通行人の安全確保のため、必要に応じてバリケード、保安灯、標識、誘導員等を配置すること。

⑶騒音、振動、粉じん、臭気等の発生を抑制し、周辺環境に配慮すること。

⑷発生材は分別のうえ、法令に基づき適正に運搬・処分すること。

⑸伐採木、金属くず、コンクリート塊、廃配線、冷媒、廃油等については、それぞれ適正処理を行うこと。

⑹工事車両の出入りにあたっては、施設利用者及び近隣交通の安全確保に努めること。

１１．調整及び確認

受注者は、工事完了後、次の調整及び確認を行うこと。

⑴電気設備の絶縁抵抗測定

⑵接地抵抗測定

⑶配線系統及び結線確認

⑷機器据付状態の確認

⑸キュービクル等の受電確認及び機能確認

⑹空調室外機移設後の試運転及び運転確認

⑺オイルタンク、防油堤及び関連設備の安全確認

⑻その他、監督員が必要と認める確認

１２．提出書類

受注者は、監督員の指示により、次の書類を提出すること。

⑴工事着手届

⑵現場代理人等選任届

⑶工程表

⑷施工計画書

⑸承諾図、製作図、機器仕様書

⑹各種申請書、協議書、届出書の写し

⑺工事写真（着手前、施工中、完成）

⑻試験成績書、測定結果報告書

⑼産業廃棄物処理関係書類

⑽竣工図

⑾取扱説明書、保証書

⑿その他監督員が必要と認める書類

１３．完成引渡し

⑴工事完了後は、施工箇所及びその周辺を清掃し、不要材、仮設材、残材等を撤去すること。

⑵完成時には、関係設備が正常に機能する状態で引き渡すこと。

⑶竣工図書及び各種書類等を整備のうえ、監督員の検査を受けること。